

令和 6年 3月 25日 議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 26日 公布

令和 年 月 日 適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町条例第19号

佐用町介護保険条例の一部を改正する条例

佐用町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月 26日

佐用町長 庵 途 典 章

## 佐用町条例第19号

### 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例

佐用町介護保険条例（平成17年佐用町条例第104号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号」を「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号」に、「41,400円」を「37,674円」に改め、同項第2号中「令第39条第1項第2号」を「令第38条第1項第2号」に、「51,336円」を「47,196円」に改め、同項第3号中「令第39条第1項第3号」を「令第38条第1項第3号」に、「62,100円」を「57,132円」に改め、同項第4号中「令第39条第1項第4号」を「令第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「令第39条第1項第5号」を「令第38条第1項第5号」に改め、同項第6号中「令第39条第1項第6号」を「令第38条第1項第6号」に改め、同項第7号中「令第39条第1項第7号」を「令第38条第1項第7号」に改め、同項第8号中「令第39条第1項第8号」を「令第38条第1項第8号」に改め、同項第9号中「令第39条第1項第9号」を「令第38条第1項第9号」に、「132,480円」を「140,760円」に改め、同項第10号中「144,900円」を「198,720円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第9号の次に次の3号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 157,320円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 173,880円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 190,440円

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「令第39条第1項第6号イ」を「令第38条第1項第6号イ」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「令第39条第1項第7号イ」を「令第38条第1項第7号イ」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「令第39条第1項第8号イ」を「令第38条第1項第8号イ」に改め、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「令第39条第1項第9号イ」を「令第38条第1項第9号イ」に、「400万円」を「420万円」に改め、同条第7項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,840円」を「23,598円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,840円」を「23,598円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

- 6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号イの市町村の定める額は、520万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号イの市町村の定める額

は、620万円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号イの市町村の定める額は、720万円とする。

第5条第8項前段中「第6項」を「第9項」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「第6項中」を「第9項中」に、「24,840円」を「23,598円」に、「57,960円」を「56,718円」に改め、同項を同条第11項とする。

第7条第3項中「令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）」を「令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号」を「令第38条第1項第1号から第13号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の佐用町介護保険条例第5条の規定は、令和6年度以降の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。